

火 災 編

本編では、多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び広範囲にわたる林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本編に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

第 1 章 火災予防対策

計画の体系

第 1 章 火災予防対策	第 1 節	防災都市づくり
	第 2 節	予防行政の充実強化
	第 3 節	林野火災予防対策
	第 4 節	大火危険気象に対する予防措置
	第 5 節	防災活動体制の整備
	第 6 節	救援・救護体制の整備
	第 7 節	防災行動力の向上

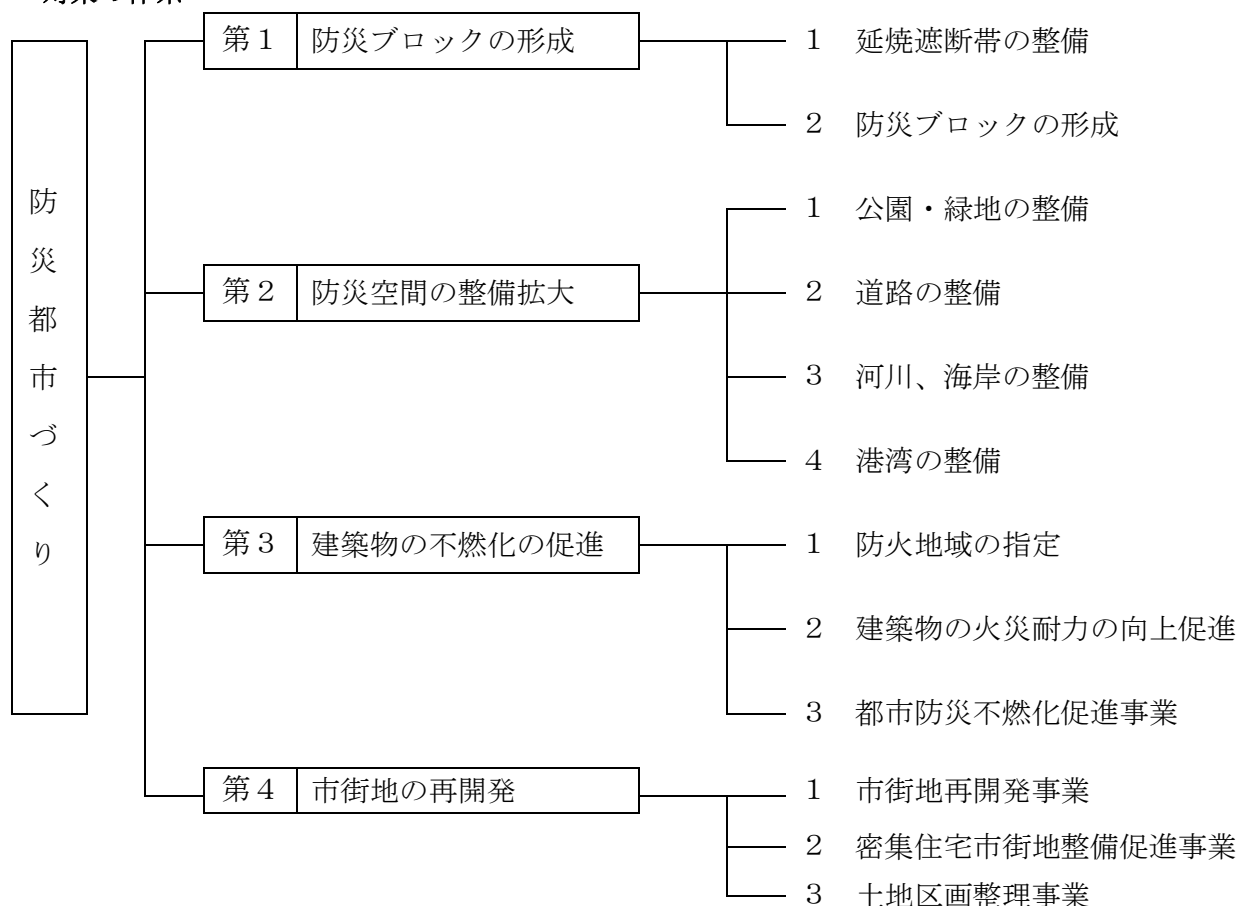
第1節 防災都市づくり

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。

今後、防災都市づくりを一層推進するため、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。

対策の体系



第1 防災ブロックの形成

県、市町村等は、甚大な被害をもたらす市街地大火から、県民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。

1 延焼遮断帯の整備（県土木部、市町村）

延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。

このため、県、市町村等は、帯状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

2 防災ブロックの形成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県、市町村及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。

第2 防災空間の整備拡大

大規模な火災時において、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「火災に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路、河川、港湾等は、火災の延焼を阻止だけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、県、市町村等は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

1 公園・緑地の整備（県土木部、市町村）

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。（資料「6－6 都市公園事業」）

2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。

また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。

さらに、電線類の地中化により、ライフラインの被災防止に努める。

3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村）

河川、海岸は、火災時には一時集合場所や地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

4 港湾・漁港の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

港湾区域は、建築物が比較的少なく、大規模な火災時には、時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

県は、従来から建築物の不燃化の促進に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

1 防火地域の指定（県土木部）

都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。

今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村を指導する。（資料「6－3 防火地域・準防火地域」）

2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部）

（1）建築基準法等に基づく不燃化促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底をはかるよう建築士、施工者を指導していくものとする。

（2）県営住宅の不燃化の促進

県営住宅は、昭和41年度以降建設したものは耐火構造又は準耐火構造としており、昭和48年度以降はすべて耐火構造となっている。

3 都市防災不燃化促進事業（県土木部）

三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1／2を補助する。

また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1／3を補助する。

第4 市街地の再開発

老朽住宅密集市街地の防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐

震耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。

1 市街地再開発事業（県土木部、市町村）

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。（資料「6－4 市街地再開発事業」）

2 住宅市街地総合整備事業（県土木部、市町村）

既成市街地において、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善などの都市再生を推進する必要がある。

このため、県は、市町村への指導を行い、住宅市街地総合整備事業を促進する。

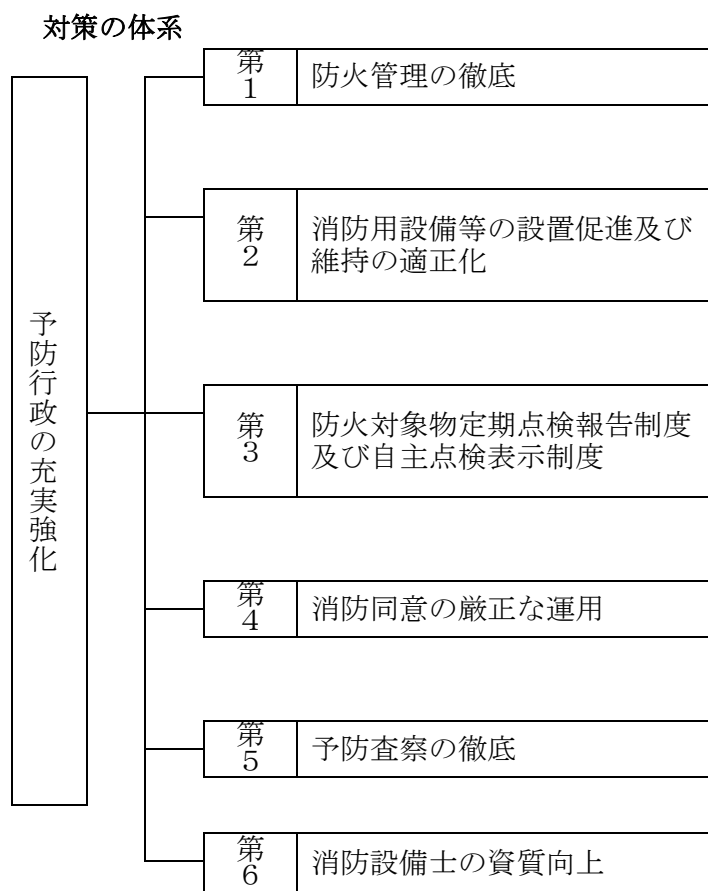
3 土地区画整理事業（県土木部、市町村）

地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。

このため、県は、市町村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。（資料「6－5 土地区画整理事業」）

第2節 予防行政の充実強化



第1 防火管理の徹底（県危機管理局、市町村）

- 1 市町村は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図るものとする。
- 2 市町村は、防火管理者の資格付与講習会を適宜開催し、有資格者の養成を図り、防火管理者の確実な選任を促進するものとする。

県及び市町村は、現在の防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図るものとする。

第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化（市町村）

市町村は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導するものとする。

第3 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度（市町村）

市町村は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示させる。

また、一定の防火基準に適合する宿泊施設については、積極的な申請を促し、「適マーク」を表示させる。

第4 消防同意の厳正な運用（市町村）

市町村は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図るものとする。

第5 予防査察の徹底（市町村）

市町村は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底するものとする。

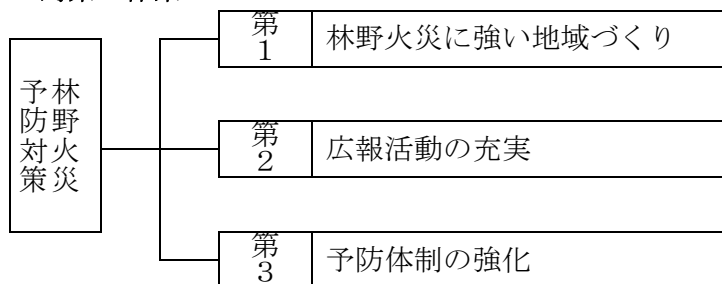
また一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図るものとする。

第6 消防設備士の資質向上（県危機管理局）

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術の習得を図るとともに、消防用設備等の整備に関する技術を向上させるため定期的に講習等を実施するなど、その資質の向上に努めるものとする。

第3節 林野火災予防対策

対策の体系



第1 林野火災に強い地域づくり（富山森林管理署、県農林水産部、市町村）

- 1 富山森林管理署、県及び市町村は、防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。
- 2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

第2 広報活動の充実（各防災関係機関）

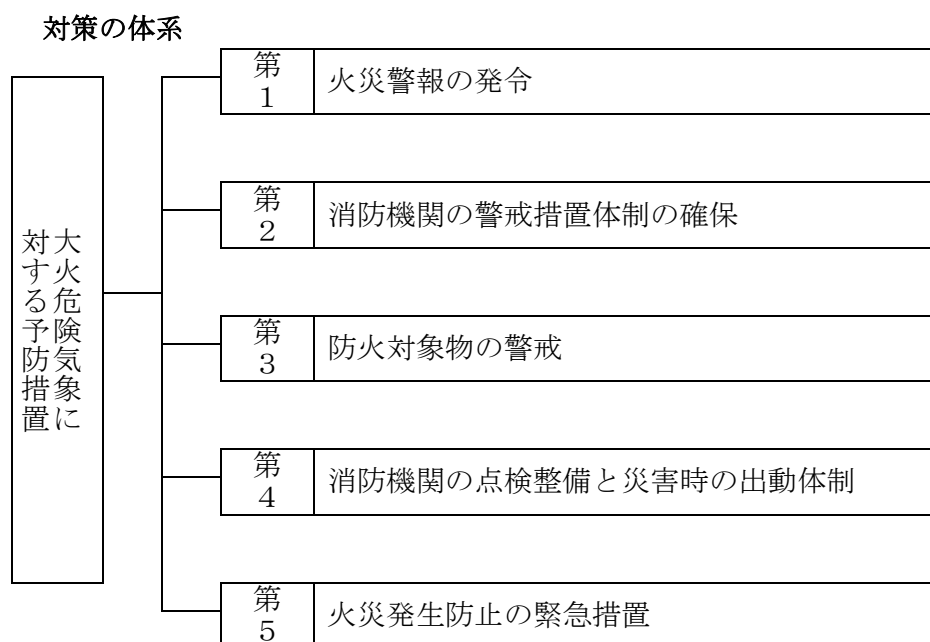
県、市町村及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、登山口等にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防意識の啓発を図るものとする。

第3 予防体制の強化（各防災関係機関）

県、市町村、富山森林管理署、森林組合、消防本部等防災関係機関は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。

- 1 森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。
- 2 県は、特に入林者の多い箇所、期間等を考慮して、森林保全巡視員を配置し、地区巡回パトロール等を実施するものとする。
- 3 市町村は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入りの規制を適正に行うものとする。
- 4 林業関係者、消防機関等は密接な連携のもとに、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずるものとする。
- 5 県、市町村及び防災関係機関は、森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4節 大火危険気象に対する予防措置



第1 火災警報の発令（市町村）

市町村長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報を発するものとする。

第2 消防機関の警戒措置体制の確保（市町村）

消防機関は警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報を発した場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておくものとする。

第3 防火対象物の警戒（市町村）

市町村長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておくものとする。

第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制（市町村）

消防機関は消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5 火災発生防止の緊急措置（市町村）

消防機関は、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計

画をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 防災活動体制の整備

第1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

第2 緊急輸送ネットワークの整備

「風水害編第1章第4節第6 緊急輸送ネットワークの整備」参照

第3 航空防災体制の強化

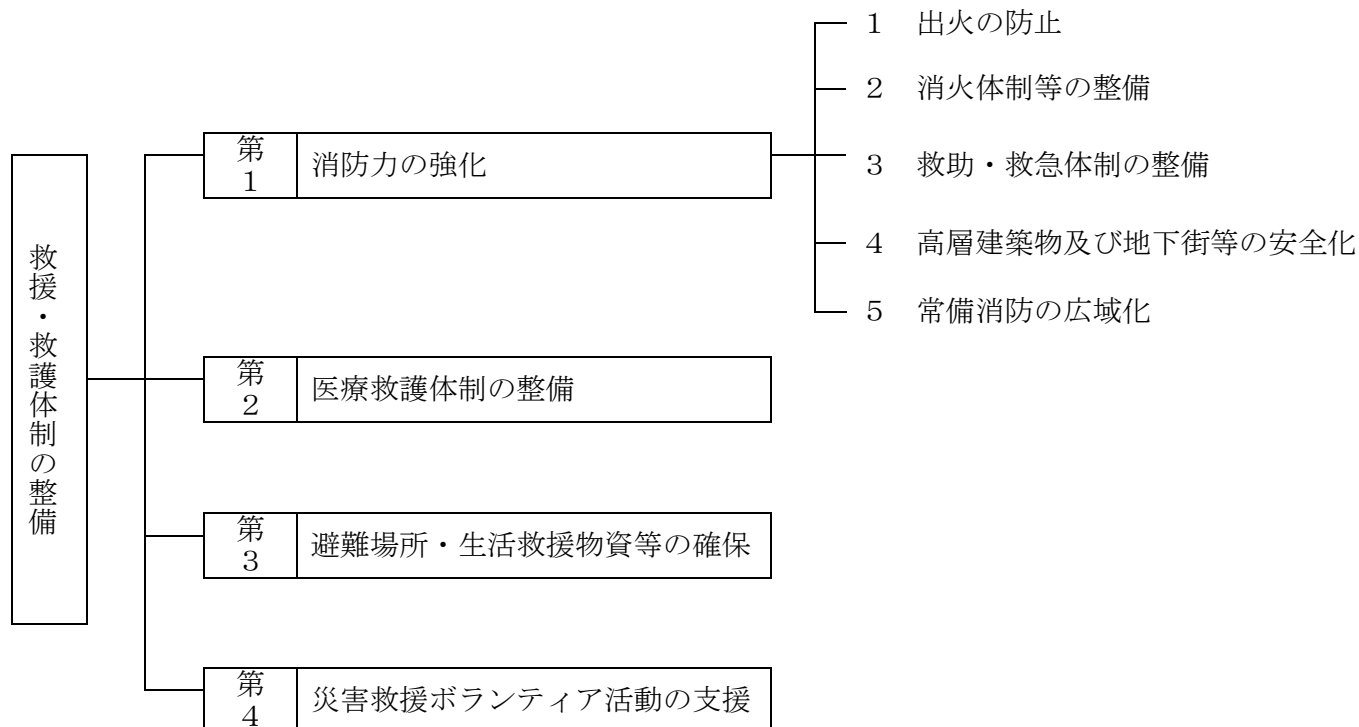
「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

第4 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第6節 救援・救護体制の整備

対策の体系



第1 消防力の強化

火災の発生予防、被害の拡大防止のためには、まず県民一人一人が平素から出火の防止に努めるとともに、火災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害などにより消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

1 出火の防止（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、火災の発生を未然に防ぐため、県民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

（1）一般家庭に対する指導

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及

イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓

- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理

(2) 事業所に対する指導

市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村）

(1) 初期消火体制の強化

県及び市町村は、火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ 市町村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的に実施する。

(2) 消防設備等の強化

ア 市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。

イ 市町村は、消防力の強化を図るため消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利その他の消防施設、設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努めるものとする。特に危険物施設、高層ビル等の特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

ウ 県は、市町村の消防力の充実を図るため、必要な指導、助言、支援を行い、積極的にその整備を推進する。

（資料「4-1 4-1 消防体制等の概況」「4-1 4-2 消防本部・署所及び消防団の現況」

「4-1 5 化学消火剤備蓄状況」）

(3) 消防水利の整備

市町村は、大規模な火災に備え消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備に努める。

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生す

る危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、段階式護岸の整備を行うとともにプール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

(資料「4-14-3 消防水利の現況」)

(4) 人材育成の充実

県は、婦人防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、消防学校等において実施する研修内容を充実する。

3 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

4 高層建築物及び地下街等の安全化（市町村）

都市化の進展に伴い、県内においても防火対象物としての高層建築物（高さ31mを超える建築物）は増加傾向にある。これらの高層建築物については、その構造上の特殊性から火災発生時の避難や消防活動などの対応に極めて困難が予想される。また、地下街についても閉鎖性を有するため、高層建築物と同様に消防活動等に困難を伴う。

このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた防火管理や共同防火管理の徹底、実践的な消防訓練の実施の推進などの指導強化に努める。

(1) 高層建築物の防災対策

消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。

ア 火災予防対策

火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。

イ 避難対策

避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。

ウ 防火管理対策

従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。

エ 消防用設備の管理対策

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。

(2) 地下街の防災対策

消防は、関係法令に規定された消防用設備の安全設置及び適正な維持管理、自衛消防組織の確立、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など高層建築物の対策に準じ、指導の強化、推進に努める。

5 常備消防の広域化

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 2 常備消防の広域化」参照

第2 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

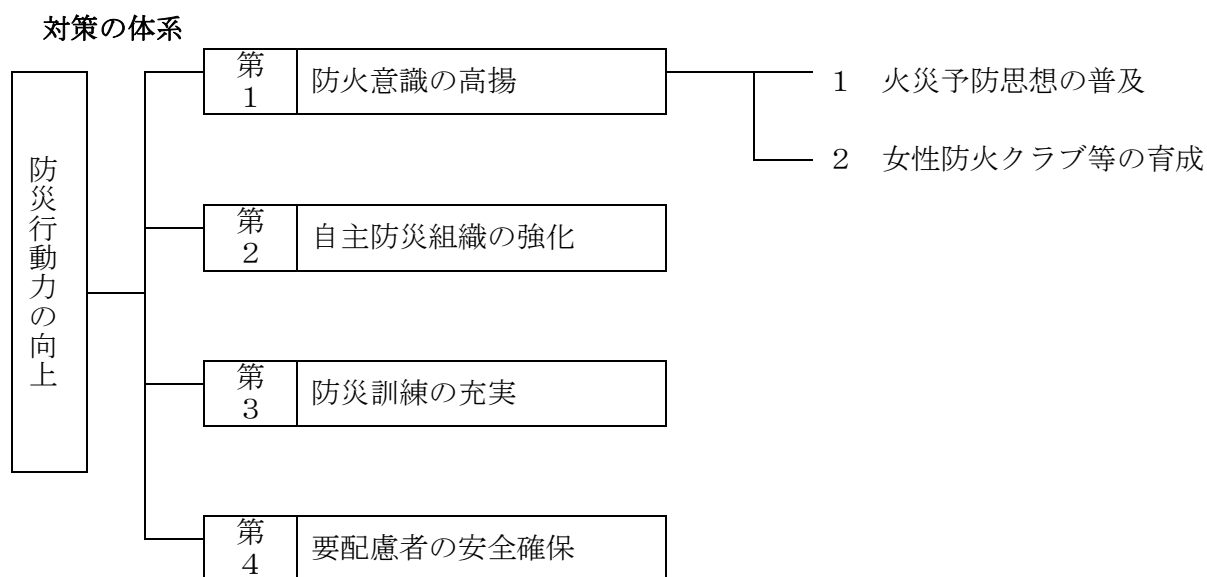
第3 避難場所・生活救援物資等の確保

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保」参照

第4 災害救援ボランティア活動の支援

「風水害編第1章第5節第4 災害救援ボランティア活動の支援」参照

第7節 防災行動力の向上



第1 防火意識の高揚

1 火災予防思想の普及（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌などを利用し、火災予防思想の普及を図るものとする。

また、市町村は、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、地域住民の防火意識の高揚に努めるものとする。

2 女性防火クラブ等の育成（県危機管理局、市町村）

市町村は、建物火災の約半数が住宅火災という現状に鑑み、家庭や地域における防火安全の担い手である主婦等を対象に、女性防火クラブの結成、育成を図るものとする。

また、幼少年期から火災予防の重要性を学ぶため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの結成、育成を図るものとする。

県は、これら女性防火クラブ等の連絡組織の結成、育成を図るとともに、関係情報の提供に努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

「風水害編第1章第8節第2 自主防災組織の強化」参照

第3 防災訓練の充実

「風水害編第1章第8節第3 防災訓練の充実」参照

第4 要配慮者の安全確保

「風水害編第 1 章第 8 節第 4 要配慮者の安全確保」参照

第2章

火災応急対策

計画の体系

第1章 火災応急対策

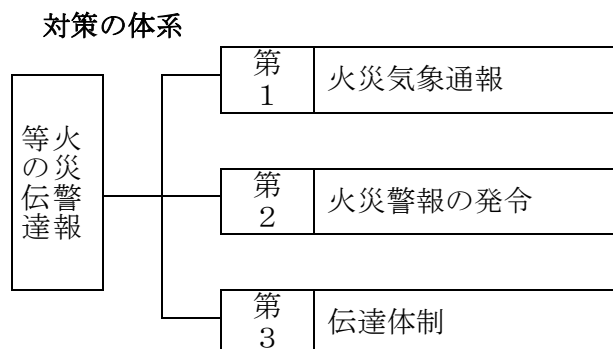
- | | |
|-----|----------|
| 第1節 | 火災警報等の伝達 |
| 第2節 | 応急活動体制 |
| 第3節 | 情報の収集・伝達 |
| 第4節 | 消火活動 |
| 第5節 | 林野火災応急対策 |

<風水害編 参照事項>

- | | |
|------|------------------|
| 第6節 | 災害救助法の適用 |
| 第7節 | 広域応援要請 |
| 第8節 | 救助・救急活動 |
| 第9節 | 医療救護活動 |
| 第10節 | 避難活動 |
| 第11節 | 交通規制・輸送対策 |
| 第12節 | 飲料水・食料・生活必需品等の供給 |
| 第13節 | 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 |
| 第14節 | 警備活動 |
| 第15節 | 遺体の搜索、処理及び埋葬 |
| 第16節 | ライフライン施設の応急復旧対策 |
| 第17節 | 公共施設等の応急復旧対策 |
| 第18節 | 応急住宅対策 |
| 第19節 | 教育・金融・労働力確保対策 |

第1節 火災警報等の伝達

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。



第1 火災気象通報（富山地方気象台）

富山地方気象台長は、消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。

- 1 対象地域市町村を単位とする。
- 2 実施基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第2 火災警報の発令（市町村）

市町村長は、消防法第22条の規定により当該市町村の区域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報を発するものとする。

第3 伝達体制（県危機管理局、市町村、各放送機関）

- 1 知事は、富山地方気象台から火災気象通報を受けたときは、直ちに市町村長に通報するものとする。
- 2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県（防災・危機管理課）に連絡するものとし、併せて火災警報発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。

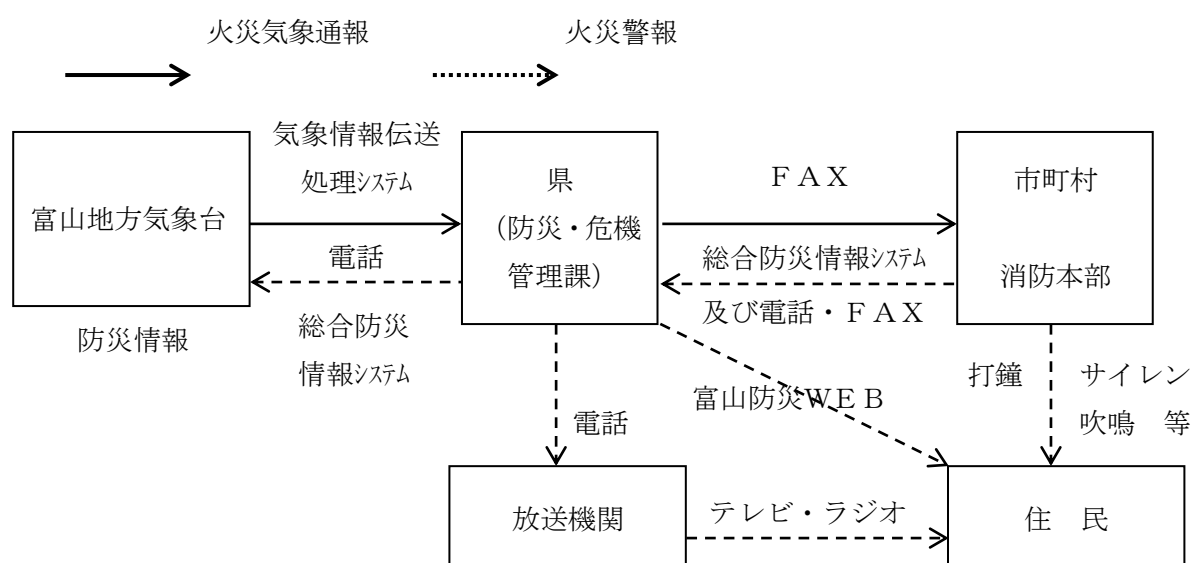
- 3 県（防災・危機管理課）は、火災警報の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。

また、富山防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民への情

報提供に努めるものとする。

4 放送機関は、火災警報の伝達を受けたときは、適切に放送し周知徹底に努めるものとする。

5 伝達系統図は次のとおりである。

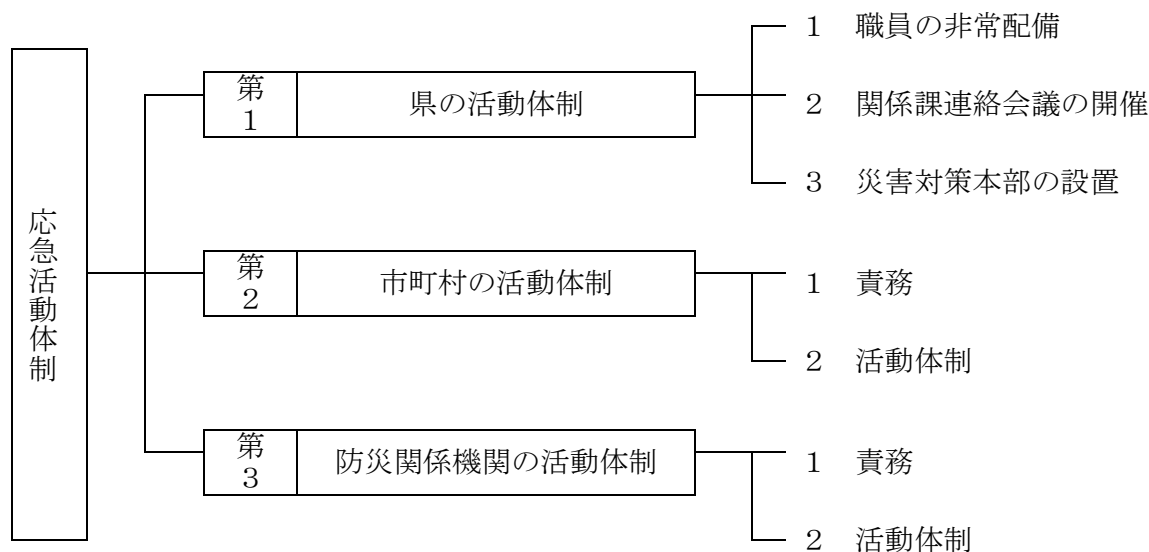


第2節 応急活動体制

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、県、市町村、消防及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村、消防及び防災関係機関は、速やかに消火、救助・救急活動を実施し、必要に応じて、それぞれ災害対策本部等を設置し、応急活動を実施するものとする。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、火災警報が発令された場合、大規模な火災が発生した場合、又は火災が発生し広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

1 職員の非常配備（県危機管理局）

（1）非常配備基準

火災警報が発令された場合は、防災・危機管理課は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。

大規模な火災が発生した場合又は火災が広範囲に延焼拡大するおそれがある場合の職員の非常配備基準は、被害の程度に応じ「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

（2）配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、（1）の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の

配備体制を発することができる。

2 関係課連絡会議の開催（県危機管理局）

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

3 災害対策本部の設置（県危機管理局）

（1）災害対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は、林野火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

（2）現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

（3）災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

第2 市町村の活動体制

1 責 務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域で大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

（1）市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

（2）市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

（3）市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

（4）勤務時間外の火災発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責 務（各防災関係機関）

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

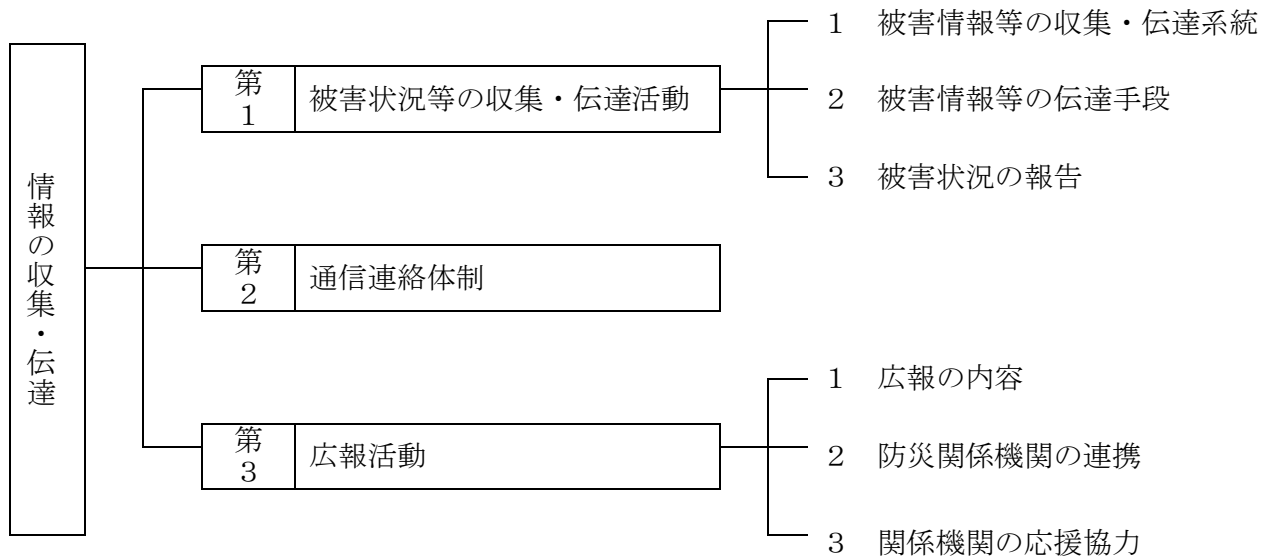
2 活動体制（各防災関係機関）

- （1）指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- （2）県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3節 情報の収集・伝達

県、市町村、消防及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達な、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。

に報告する。

(2) 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

(3) 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビシステムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 事業者の活動体制

林野火災が発生したときは、林業関係事業者は、消防、警察等との連携を図り初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 通信連絡体制（各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

第3 広報活動

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

1 広報の内容（各防災関係機関）

(1) 被災者への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(2) 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

2 防災関係機関の連携（各防災関係機関）

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

3 関係機関の応援協力（各防災関係機関）

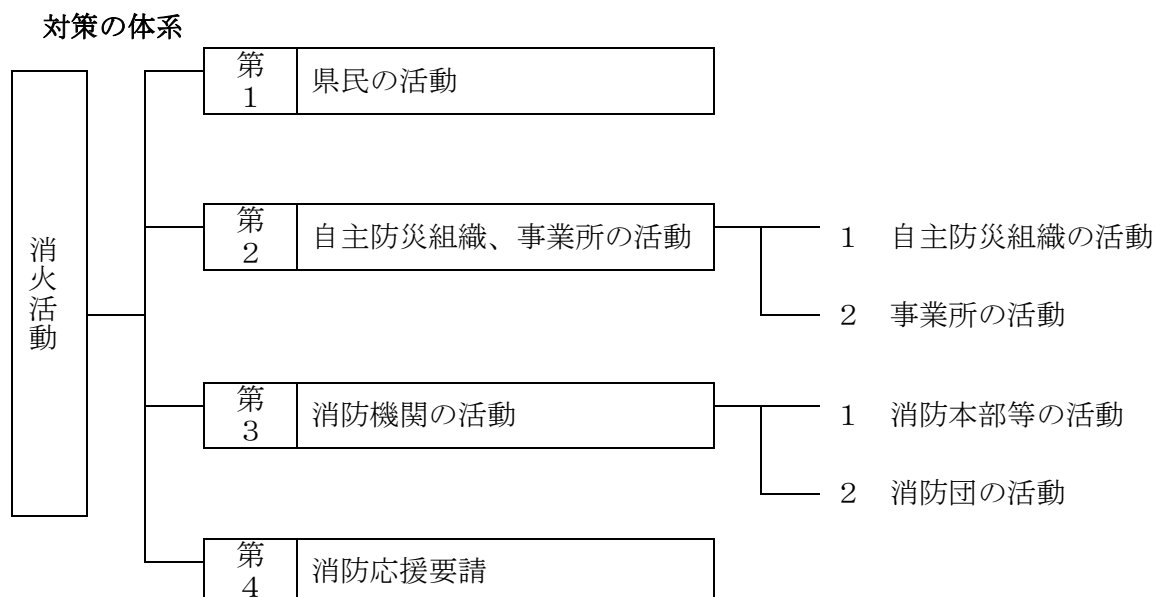
- （１）報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- （２）各関係防災機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第4節 消火活動

火災が発生した場合、特に木造建物の密集地域やフェーン現象下での火災発生の場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、県民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。



第1 県民の活動

火災が発生した場合は、県民は、まず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力するものとする。

第2 自主防災組織、事業所の活動

1 自主防災組織の活動

(1) 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

(2) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

(1) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、プロパンガスや都市ガスの供給遮断、ガス、石油類等の流出の阻止等必要な防災措置を講ずる。

- (2) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物が火災になり拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- (3) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防本部等の活動（市町村）

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、望楼、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

(3) 消防活動

消防本部は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

ア 火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。

イ 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

ウ 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。

エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

オ 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

カ 重要施設に対する消火活動

火災が延焼拡大しているときは、避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護

施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動（市町村）

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の火災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

（１）出火の防止

住民に対し出火の防止及び初期消火の呼びかけを行う。

（２）情報収集活動

火災の発生状況、被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

（３）消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

（４）救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

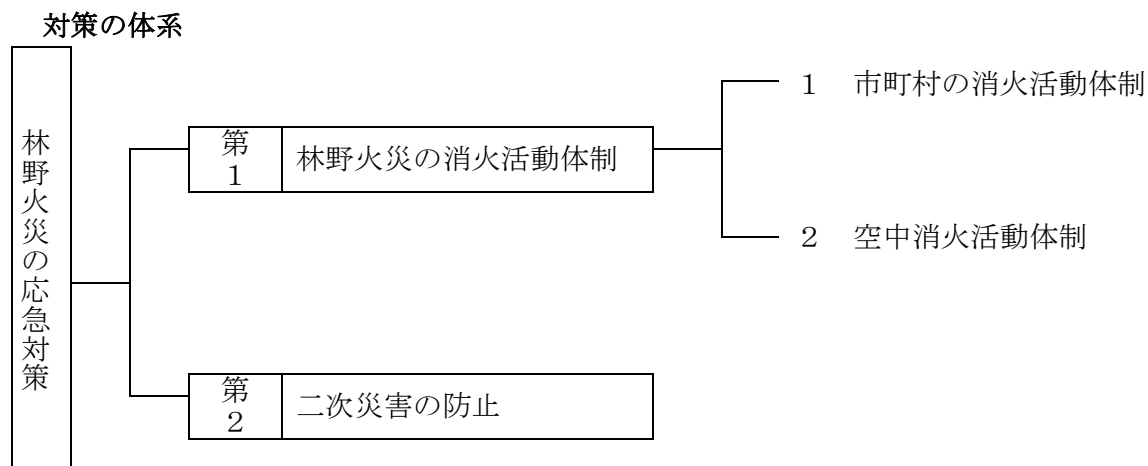
（５）避難方向の指示

避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第４ 消防応援要請

「風水害編第２章第７節 第３ 消防応援要請」参照

第5節 林野火災応急対策



第1 林野火災の消火活動体制

1 市町村の消火活動体制（市町村）

（1）消火活動

市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によりその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては次の事項を検討して最善の方策をとるものとする。

- ア 部隊等の出動区域、順路等
- イ 携行する消防資機材
- ウ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ 消防資機材及び救急資機材の確保と補給方法

（2）消防相互応援

市町村は、林野火災の拡大に伴い、当該市町村のみで消火できないと判断したときは、消防相互応援協定に基づき、他市町村に対して速やかに応援を要請する。

2 空中消火活動体制（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、林野火災が発生し、偵察及び空中消火活動が必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターによりこれを実施し、さらに必要な場合は広域応援要請等を行い、応援機関等との連携を図り消火活動を行う。

また、市町村は、空中消火用水利や消火剤等の手配及びヘリコプターの離着陸場等の受入体制の整備を行い、県はこれらの支援を行うものとする。

（1）消防防災ヘリコプターによる空中消火活動

市町村は、林野火災が発生し、空中消火活動等が必要と認めるときは、県に消防防災ヘリコプターによる空中消火活動等を要請する。

（風水害編「第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制」参照）

（2）広域航空消防応援

県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり必要と認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請を行う。

（風水害編「第2章 第6節 第2 応援要請 2 広域消防応援 （2）消防庁長官への応援要請」参照）

（3）自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

（「風水害編 第2章 第6節 第2 応援要請 1 自衛隊の災害派遣」参照）

第2 二次災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

- 1 国、県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 国、県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第6節 災害救助法の適用

「風水害編第2章第5節 災害救助法の適用」参照

第7節 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第8節 救助・救急活動

「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照

第9節 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第10節 避難活動

「風水害編第2章第9節 避難活動」参照

第11節 交通規制・輸送対策

「風水害編第2章第10節 交通規制・輸送対策」参照

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

「風水害編第2章第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」参照

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「風水害編第2章第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」参照

第14節 警備活動

「風水害編第2章第13節 警備活動」参照

第15節 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

「風水害編第2章第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」参照

第17節 公共施設等の応急復旧対策

「風水害編第2章第16節 公共施設等の応急復旧対策」参照

第18節 応急住宅対策

「風水害編第2章第18節 応急住宅対策」参照

第19節 教育・金融・労働力確保対策

「風水害編第2章第19節 教育・金融・労働力確保対策」参照

第 3 章

火災復旧対策

第 1 節 民生安定のための緊急対策

「風水害編第 3 章第 1 節 民生安定のための緊急対策」参照

第 2 節 激甚災害の指定

「風水害編第 3 章第 2 節 激甚災害の指定」参照

第 3 節 公共土木施設の災害復旧計画

「風水害編第 3 章第 3 節 公共土木施設の災害復旧計画」参照